

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

安芸市企業版ふるさと納税実施支援委託業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年4月11日

安芸市長 横山 幾夫



1 業務の概要

(1) 業務名

安芸市企業版ふるさと納税実施支援委託業務

(2) 業務の目的

地方創生に資する企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）（以下、「企業版ふるさと納税」という。）による寄附獲得の拡大に向けて、本市の事業に関心を持つ県外企業等（以下、「県外企業」という。）、をリサーチし、企業版ふるさと納税による本市への寄附を働きかけることで、地方創生の充実・強化を図り、寄附の獲得を目指すものである。

特に、本市は、三菱グループの創業者である「岩崎彌太郎」の生誕地であり、三菱源流の地として、これまで、彌太郎の偉業を後世に伝え、グループとの関係性を築いてきた。

こうした背景を踏まえながら、本業務では、企業版ふるさと納税制度を活用した寄附獲得に向けて、県外企業との対話を通じて寄附に繋がる可能性を高めるための情報整理・事務整理を行うとともに、特に三菱グループ各社との関係性を構築しながら、地域の地方創生プロジェクトを推進することを目的とする。

(3) 業務内容

別途定める「安芸市企業版ふるさと納税実施支援委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者の企画提案内容に応じて、変更することができる。

(4) 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

2 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と参加者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、審査委員から最も多く第1位の順位を獲得した者を「候補者」に、2番目に多く第1位の順位を獲得した者を「次点者」として選定する。

なお、第1位の順位を獲得した者が同数の場合は、第2位を最も多く獲得した者から順に、候補者、次点者を選定する。第1位、第2位獲得数が同数の場合は、見積価格が低い方を受託候補者として選定する。参加資格者が1者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準（審査会委員全員の評価点の合計が、当該配点の合計の6割を超えていること）を満たしていると判断した場合は受託候補者として選定する。

業務の実施にあたっては、企画提案の内容をそのまま実施するということではなく、候補者と安芸市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行うものとする。この交渉が整ったときに、地方自治法施行令第167条の

6第1項第2号に定める随意契約の手続きに進むものとする。

ただし、14日以内（予定）に交渉が整わない場合には、次点者に選定された者が、改めて安芸市と交渉を行うことができるものとする。

3 参加者の資格

参加者の資格要件は（１）～（１０）の全てを満たす者とする。

- （１）過去10年間に於いて、本業務と同種（又は類似した）の契約実績がある、もしくはその能力を有していること。
- （２）「別添仕様書 4 業務内容」の事業を実施できる事業者であること。
- （３）参加申込書の提出時点において、本市の入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されている者であること又は現に登録がない者で、参加申込書の提出時点において入札参加資格者名簿登録の申請中であり、本件契約手続き開始までに登録が完了する者であること。
- （４）本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。
- （５）事業実施にあたり専任担当者を配置し、本市との打合せ等に専任担当者を出席させることが可能であること。
- （６）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （７）公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日も、国、高知県、安芸市及び他の地方公共団体のいずれからも指名停止等の措置を受けていないこと。
- （８）公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日も、安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- （９）法人格を有する団体であり、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県税）、市町村税を滞納していない者であること。
- （１０）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

4 参加申込

プロポーザルに参加を希望する事業者は、別途定める「安芸市企業版ふるさと納税実施支援委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領」を確認の上、参加申込書にて申し込みすること。

- （１）提出方法：持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）
- （２）提出期限：令和7年4月24日（木）16時まで
- （３）提出先：〒784-8501 安芸市土居82番地1 安芸市企画調整課（担当：北村）

5 企画提案書の作成方法

別に定める「安芸市企業版ふるさと納税実施支援委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領 第10 企画提案書等の作成要領」のとおり。

6 審査方法

別に定める「安芸市企業版ふるさと納税実施支援委託業務に係る公募型プロポーザル審査要領」に基づき、参加者から提出された提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容を審査する。

7 プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間
プロポーザル募集開始	令和7年4月11日（金）
参加申込書受付期間	令和7年4月11日（金）から 令和7年4月24日（木）16時まで
企画提案書及び関連書類の質疑受付期間	令和7年4月11日（金）から 令和7年4月17日（木）16時まで
企画提案書及び関連書類の質疑への回答期限	令和7年4月21日（月）
参加資格結果通知	令和7年4月28日（月）
企画提案書及び関連書類の提出期限	令和7年5月14日（水）16時まで
審査委員会（プレゼンテーション）	令和7年5月21日（水）
審査結果通知	令和7年5月23日（金）
契約締結	令和7年6月初旬（予定）

8 その他留意事項

詳細は、安芸市企業版ふるさと納税実施支援委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領、仕様書等による。